

原規技発第 1611154 号  
平成 28 年 11 月 15 日

## 行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊一



平成 28 年 7 月 15 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

1. 開示する行政文書の名称  
別紙 1 のとおり。

2. 不開示とした部分とその理由

上記 1. の行政文書中、一部に記載された、公務員以外の非公表の個人の氏名、住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため不開示とした。

上記 1. の行政文書中、一部に記載された、法人の電話番号及び FAX 番号については、法人に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。

上記 1. の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員のメールアドレス並びに独立行政法人職員の内線番号については、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、これを公にすることにより、国の機関又は独立行政法人が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 6 号に該当するため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として 1 年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成28年11月21日（月）から12月21日（水）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発送予定

<郵送料（見込額）>

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について

（該当する□にレ点（●）が記載してあります。）

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法> <実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

#### 4. 担当課室等

担当課室：原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課

電話番号：03-5114-2222

（注）行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.（2）の情報公開窓口宛てに提出してください。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.(2)「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

○行政文書ファイル「原子力安全基準専門部会 耐震指針検討分科会 関係資料 H14.4～  
H15.12 保安院との打ち合わせ」の中に含まれる以下の文書

- ・ 平成 14 年 5 月 9 日 打合せ資料
- ・ 平成 14 年 5 月 17 日 打合せ資料
- ・ 平成 14 年 8 月 7 日 打合せ資料
- ・ 平成 14 年 11 月 29 日 打合せ資料
- ・ 平成 14 年 12 月 24 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 1 月 16 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 1 月 17 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 1 月 23 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 2 月 6 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 5 月 21 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 8 月 11 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 8 月 20 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 8 月 29 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 9 月 3 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 9 月 9 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 9 月 26 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 10 月 21 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 11 月 10 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 11 月 21 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 11 月 26 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 12 月 10 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 12 月 25 日 打合せ資料
- ・ 6/27 打合せの議事録素案 (平成 14 年 6 月 28 日 13:06 のメール)
- ・ 耐震保安院等との打ち合わせ (平成 14 年 6 月 26 日 17:55 のメール)
- ・ 基本ワーキンググループでの作業項目 (2002.6.27 原子力安全委員会事務局)
- ・ 基本WGの次回について (平成 14 年 6 月 20 日 20:49 のメール)
- ・ 確率論的評価のSWG (平成 14 年 6 月 25 日 20:47 のメール)
- ・ Re: 確率論的評価 (平成 14 年 6 月 13 日 15:01 のメール)
- ・ Re: 神田先生とりまとめの「確率論的評価」に関する事務局の考えについて (平成 14 年 6 月 13 日 11:37 のメール)
- ・ 確率論的評価 (平成 14 年 6 月 10 日 19:35 のメール)
- ・ 【お願い】電子ファイルの送付 (平成 15 年 1 月 24 日 15:52 のメール)
- ・ Re: RE(ファイル受領しました)+質問 (平成 15 年 1 月 28 日 19:10 のメール)
- ・ ご連絡 (平成 15 年 1 月 31 日 15:52 のメール)

- ・ 【ご連絡】地震・地震動WGに係るコメントに関する打合せ（平成14年10月1日13:14のメール）
- ・ 【ご確認】指針検討に関わる実質的課題と見解（平成15年9月26日19:54のメール）
- ・ 事務局長説明資料（案）の記載内容について（平成15年10月15日15:49のメール）
- ・ FW: 項目整理表（平成15年10月17日10:22のメール）（添付資料を含む）
- ・ FW: 項目整理表の修正版（平成15年10月17日13:39のメール）（添付資料を含む）
- ・ FW: 耐震指針素案項目整理表（平成15年10月17日20:21のメール）
- ・ 耐震指針素案項目整理表（平成15年10月17日20:10のメール）（添付資料を含む）
- ・ FW: FW: 耐震指針素案項目整理票（平成15年10月20日14:02のメール）
- ・ 耐震指針素案項目整理票（平成15年10月20日19:54のメール）（添付資料を含む）
- ・ FW: 整理表の送付（平成15年10月22日11:58のメール）（添付資料を含む）
- ・ 耐震指針高度化基本ペーパー（平成15年10月22日13:28のメール）（添付資料を含む）
- ・ 論点の整理及び基本ペーパー（平成15年10月23日14:10のメール）
- ・ 論点の整理及び基本ペーパー（平成15年10月23日12:01のメール）
- ・ 論点の整理及び基本ペーパー（平成15年10月23日13:57のメール）（添付資料を含む）

○行政文書ファイル「原子力安全基準専門部会 耐震指針検討分科会 関係資料 H15.7～H16.2 保安院との打ち合わせ」の中に含まれる以下の文書

- ・ 平成15年7月1日 打合せ資料
- ・ 平成15年7月3日 打合せ資料
- ・ 平成15年9月4日 打合せ資料
- ・ 平成15年10月8日 打合せ資料
- ・ 平成15年10月9日 打合せ資料
- ・ 平成15年10月24日 打合せ資料
- ・ 平成15年11月7日 打合せ資料
- ・ 平成15年11月27日 打合せ資料
- ・ 平成15年12月8日 打合せ資料
- ・ 平成15年12月9日 打合せ資料
- ・ 平成15年12月18日 打合せ資料

- ・ 平成 15 年 12 月 22 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 1 月 6 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 1 月 14 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 1 月 27 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 2 月 13 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 2 月 16 日 打合せ資料

○行政文書ファイル「原子力安全基準専門部会 耐震指針検討分科会 関係資料 H15.9～

H16.9 保安院との打ち合わせ」の中に含まれる以下の文書

- ・ 平成 15 年 4 月 3 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 10 月 1 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 10 月 10 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 10 月 14 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 10 月 23 日 打合せ資料
- ・ 平成 15 年 12 月 10 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 1 月 28 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 3 月 9 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 5 月 10 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 5 月 21 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 6 月 17 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 7 月 8 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 7 月 14 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 8 月 23 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 8 月 25 日 打合せ資料

○行政文書ファイル「原子力安全基準専門部会 耐震指針検討分科会 関係資料 H16.2～

H16.6 保安院との打ち合わせ」の中に含まれる以下の文書

- ・ 平成 16 年 2 月 18 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 3 月 26 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 4 月 9 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 4 月 15 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 4 月 16 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 4 月 26 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 5 月 10 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 5 月 19 日 打合せ資料

- ・ 平成 16 年 5 月 25 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 6 月 4 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 6 月 16 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 6 月 22 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 6 月 24 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 6 月 28 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 6 月 29 日 打合せ資料

○行政文書ファイル「原子力安全基準専門部会 耐震指針検討分科会 関係資料 H16.1～保安院との打ち合わせ」の中に含まれる以下の文書

- ・ 平成 16 年 6 月 16 日 打合せ資料
- ・ 平成 16 年 8 月 6 日 打合せ資料
- ・ 耐震設計審査指針骨格へのコメント（平成 15 年 10 月 24 日 16:46 のメール）（添付資料を含む）
- ・ 指針のご説明の件ですが（平成 15 年 10 月 14 日 19:46 のメール）

※旧原子力安全委員会ホームページ「平成 12 年以降、「耐震設計審査指針」の改定及び「既設の発電用原子炉施設等に関する耐震安全性の確認（バックチェック）」の実施に関し、原子力安全・保安院等からの要請等に係る資料について」で既に公開されている「耐震見直し関係資料 1～17」及びその参考資料を除いている。

(別紙2)

### 1. 開示の実施の方法等について

\* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A3又はA4判文書	①閲覧	100枚までにつき100円	1,700円	1,400円
閲覧(①) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,649</span> 枚 (うち両面)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	18,640円	18,340円
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">215</span> 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	19,740円	19,440円
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">110</span> 枚	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	18,740円	18,440円
*複写 (②~⑥) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1864</span> 枚 (CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	18,760円	18,460円

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

### 2. 郵送料(見込額)(※該当する口にレ点が表示されています。)

郵送する媒体	郵送方法		料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物	<input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	1280円
CD-Rの送付	通常郵便物	定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物	定型外	140円



## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊一



平成 28 年 7 月 15 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

### 記

1. 開示請求のあった行政文書の名称等

行政文書ファイル管理簿「原子力安全基準専門部会 耐震指針検討分科会 関係資料 保安院との打ち合わせ」（H14.4～H15.12）（H15.7～H16.2）（H15.9～H16.9）（H16.2～H16.6）（H16.1～）の計 5 件に含まれる文書で、原子力安全委員会がウェブで公開していないものすべて。

2. 法第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

開示請求に係る上記 1. の行政文書は、第三者から提出されたものを含む著しく大量の文書から成り、当該第三者に対する意見照会を行い、その結果を踏まえて法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、開示請求のあった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことができないため。

3. 開示決定等をする期限

（平成 28 年 9 月 13 日（月）までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等を行う予定です。）

平成 28 年 11 月 15 日（火）

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課  
電話番号：03-5114-2222

# 行政文書開示請求書

平成 28年 7月 11日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

添田孝史

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

〒 [Redacted]

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

## 1. 請求する行政文書の名称等

行政文書ファイル管理簿「原子力安全基準専門部会 耐震指針検討分科会 関係資料 保安院との打ち合わせ」(H14.4~H15.12) (H15.7~H16.2) (H15.9~H16.9) (H16.2~H16.6) (H16.1~)の計5件に含まれる文書で、原子力安全委員会がウェブで公開していないものすべて。

## 2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。  
 <実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )  
 <実施の希望日>  
 イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料  
(1件300円)



ってください。



※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	